

区立公園におけるチャリティバザーの許可基準

(平成20年4月1日土木部長決定)

(目的)

第1条 この基準は、区立公園においてチャリティバザーを行おうとする者への許可の基準を定めることにより、区立公園の適正な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「チャリティバザー」とは、リサイクルの推進と売却益を社会福祉事業等に役立てる寄付を目的に、家庭から出た不用品等を販売する活動をいう。

(許可対象)

第3条 この基準により公園の使用を許可することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内在住者で、主に区内で活動している団体または個人
- (2) 団体の活動目的及び活動状況が公益に資すると認められる団体

2 前項の規定による許可は、同項の団体または個人がチャリティバザーを開催するにあたり営利を目的としない場合及び当該団体が主催するチャリティバザーに参加・出店する者が営利を目的としない場合に限るものとする。

(申請及び許可)

第4条 チャリティバザーを行おうとする者は、チャリティバザーを行う日の2ヶ月前の月の初日から、計画書等を添付して、公園の使用の許可申請を行うことができる。

2 区長は、前項の許可申請があったときは、本基準に定める条件等に合致するものに限り、当該許可申請に係る公園等の使用を許可するものとする。

(許可限度)

第5条 区内公園の使用を許可する回数は、同一の団体または個人に対して1年につき6回までとする。

2 同一の団体または個人に対して、同一の公園についてのチャリティバザーの使用許可は、月1回とする。

(許可条件)

第6条 区長は、第4条第2項の許可にあたって、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 指定場所以外でチャリティバザーを行わないこと。

- (2) 行為の目的及び使用時間を厳守すること。
- (3) 火気は使用しないこと。
- (4) 公園内の電源を使用しないこと。
- (5) 出店品目は家庭内の不用品等リサイクル品のみとし、食料品、清涼飲料水、酒類、医薬品及び動物等の販売はしないこと。また、リサイクル品であっても、搬入に自動車・重機を必要とするもの、衛生面で相応しくないもの、公序良俗に反する物品及び公園管理上支障となる物品等の販売は禁止する。
- (6) 使用後は清掃を行い、開催に伴い発生したゴミは全て持ち帰ること。
- (7) 開催中は出店者及び他の利用者の安全管理に十分配慮し、他の利用者に迷惑や危険を及ぼす行為を行わないこと。
- (8) 使用にあたって事故等が生じた場合は、使用者が誠意を持って対応すること。
- (9) 使用により公園施設等をき損した場合は、速やかに区長に報告するとともに、使用者の責任と負担において遅滞なく原状に復旧すること。
- (10) 開催後、2週間以内に収支報告と寄付の領収書のコピーを提出すること。

(許可の取消等)

第7条 区長は、天候等の状況により、第4条第2項の許可に係るチャリティバザーが危険又は不相当と判断されるときは、東京都板橋区立公園条例第17条の規定により使用の制限若しくは中止又は許可の取消ができるものとする。